

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第三条 条例第五条に規定する療養介護事業者（以下単に「療養介護事業者」という。）は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録</p> <p>二～四 略</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第三条 条例第五条に規定する療養介護事業者（以下単に「療養介護事業者」という。）は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第二十条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録</p> <p>二～四 略</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6～9 略</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。</p>

(管理者の責務)

第十五条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十六条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十七条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報

(管理者の責務)

第十五条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条 から第二十二条 までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十六条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十七条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

通信機器を活用して行うことができるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十八条の二 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)第百十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第百十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十一条 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第二十八条の二 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十一条 略

- 一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(準用)

第三十三条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条」とあるのは「第二十六条及び第三十一条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条及び第十八条の二から第二十二条の二までの規定並びに第二十五条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条及び第十八条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十七条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条及び第二十八条の二から第三十二条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第

(準用)

第三十三条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条」とあるのは「第二十六条及び第三十一条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第二十五条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条及び第十八条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十七条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条及び第二十八条の二から第三十二条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第

三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条の二から第二十二条の二まで、第二十六条及び第三十三条の規定並びに第三十五条及び第三十六条並びに第三十七条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条及び第二十八条の二から第三十一条まで」と、第二十条第一項、第二十二条及び第二十四条中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条の二から第三十二条まで、第三十五条及び第三十六条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合

三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二条まで、第二十六条及び第三十三条の規定並びに第三十五条及び第三十六条並びに第三十七条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条及び第二十八条の二から第三十一条まで」と、第二十条第一項、第二十二条及び第二十四条中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条の二から第三十二条まで、第三十五条及び第三十六条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合

において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二條の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第四十三条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条の二から第二十二條の二まで、第二十六条、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第四十条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十八条の二から第三十二条まで、第三十五条及び第三十六条」と、第二十条第一項及び第二十四条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（職員）

第四十三条 条例第四十六条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

2
4
略

において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条 から第二十二條 までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第四十三条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条 から第二十二條 まで、第二十六条、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第四十条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十八条の二から第三十二条まで、第三十五条及び第三十六条」と、第二十条第一項及び第二十四条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（職員）

第四十三条 条例第四十六条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

2
4
略

5| 略

(認定就労移行支援事業所の職員)

第四十四条 略

2 条例第四十六条第二項並びに前条第二項から第五項までの規定は、前項各号に掲げる職員について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第四十七条 略

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第四十九条 略

2 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第

5 第一項第三号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6| 略

(認定就労移行支援事業所の職員)

第四十四条 略

2 条例第四十六条第二項並びに前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項各号に掲げる職員について準用する。

(職場への定着のための支援 の実施)

第四十七条 略

(準用)

第四十九条 略

2 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項

七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十一條中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第十五條中「第七条から第九条まで、第十三條から第十七條まで及び第十八條の二から第二十二條の二までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條から第二十二條まで」とあるのは「第四十七條において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十四條、第十八條の二から第二十二條の二まで、第二十六條、第三十二條、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第四十五條から第四十八條まで並びに第四十九條第二項において準用する第三條、第六條から第十二條まで、次條、第十八條から第二十二條まで、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第二十九條から第三十二條まで及び第三十五條」と、第二十條第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例」と、第二十四條中「条例」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）
第五十八條 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第六十條 第三條、第六條から第十二條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十二條まで、第二十五條、第二十九條から第

までの規定 中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十一條中「条例」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例」と、第十五條中「第七条から第九条まで、第十三條から第十七條まで及び第十九條 から第二十二條 までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條から第二十二條まで」とあるのは「第四十七條において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十四條、第十九條 から第二十二條 まで、第二十六條、第三十二條、第三十三條及び第三十七條の規定並びに第四十五條から第四十八條まで並びに第四十九條第二項において準用する第三條、第六條から第十二條まで、次條、第十八條から第二十二條まで、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第二十九條から第三十二條まで及び第三十五條」と、第二十條第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例」と、第二十四條中「条例」とあるのは「条例第四十七條において準用する条例」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援 の実施）
第五十八條 略

（準用）

第六十條 第三條、第六條から第十二條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十二條まで、第二十五條、第二十九條から第

三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二条の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第四十九条の二、第四十九条の三及び第五十四条から第五十六条まで並びに第五十七条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条の二から第二十二条の二まで、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第五十四条から第五十九条まで並びに第六十条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十五条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七条、第二十九条から第三十二条まで、第三十五条、第五十一条から第五十三条まで及び第五十六条から第五十八条までの規定は、就労継続

三十二条まで及び第三十五条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第五十四条から第五十六条まで並びに第五十七条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条から第二十二条まで、第二十六条、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第五十四条から第五十九条まで並びに第六十条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十五条」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第三条、第六条から第十二条まで、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七条、第二十九条から第三十二条まで、第三十五条、第五十一条から第五十三条まで及び第五十六条から第五十八条までの規定は、就労継続

支援B型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十八条の二から第二十二條の二までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第五十九条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条の二から第二十二條の二まで、第二十六条、第三十二条、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第六十一条並びに第六十二条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七条、第二十九条から第三十二条まで、第三十五条及び第五十六条から第五十八条まで」と、第二十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第五十六条第一項中「第六十条」とあるのは「第六十二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員に関する特例)

第六十四条 条例第六十条第一項に規定する多機能型事業所（以下単に「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う他の

支援B型の事業について準用する。この場合において、第三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、同条第二号中「第十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第十八条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第十八条第二項」と、同条第四号中「第二十条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第二十条第一項」と、第十条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十一条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第十五条中「第七条から第九条まで、第十三条から第十七条まで及び第十九条 から第二十二條 までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十条まで」とあるのは「第五十九条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十九条 から第二十二條 まで、第二十六条、第三十二条、第三十三条及び第三十七条の規定並びに第六十一条並びに第六十二条において準用する第三条、第六条から第十二条まで、次条、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第二十七条、第二十九条から第三十二条まで、第三十五条及び第五十六条から第五十八条まで」と、第二十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、第五十六条第一項中「第六十条」とあるのは「第六十二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員に関する特例)

第六十四条 条例第六十条第一項に規定する多機能型事業所（以下単に「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う他の

多機能型事業所との利用定員（同項に規定する多機能型指定児童発達支援事業等（以下単に「多機能型指定児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第二十三条第五項、第三十四条第六項及び第七項、第三十九条第六項、第四十三条第四項並びに第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない職員（多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号）の規定により当該事業を行う事業所に置かなければならないこととされる従業者（同条例第五条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 多機能型事業所は、第二十三条第一項第四号及び第六項、第三十四条第一項第三号及び第八項、第三十九条第一項第四号、第二項第四号及び第七項、第四十三条第一項第四号及び第五項並びに第五十二条第一項第三号及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

3
略

一・二 略

多機能型事業所との利用定員（同項に規定する多機能型指定児童発達支援事業等（以下単に「多機能型指定児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第二十三条第五項、第三十四条第六項及び第七項、第三十九条第六項、第四十三条第四項及び第五項並びに第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない職員（多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号）の規定により当該事業を行う事業所に置かなければならないこととされる従業者（同条例第五条第一項第二号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 多機能型事業所は、第二十三条第一項第四号及び第六項、第三十四条第一項第三号及び第八項、第三十九条第一項第四号、第二項第四号及び第七項、第四十三条第一項第四号及び第六項並びに第五十二条第一項第三号及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

3
略

一・二 略

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十七条第二項及び第三十一条第二項（同規則第三十七条、第四十条、第四十九条第二項、第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。